

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

品川区は、東京都の南東部に位置し、面積は 22.84 km²、東京 23 区の中で広さは 10 番目にあたる。

人口は昭和 35 年（1960 年）の 42 万 7,859 人をピークに概ね減少傾向であったが、平成 12 年（2000 年）以降、再び増加に転じている。（平成 30 年 4 月 1 日現在 390,397 人）

昼間人口は 54 万人を超え、卸売業・小売業への就業者が 20%を超え、次いで情報通信業、飲食サービス業、製造業へと続いていく。

地域産業は、明治 6 年の「興業社」（明治 9 年には官営の品川硝子製造所）の設立以来、目黒川を工業用水、運送用水路として活用し、後の京浜工業地帯発祥の地として名を馳せた。現在でも機械、金属、印刷等を中心に区内全事業所の 1 割近くを製造業が占める。また、ハイレベルの製品開発・生産を支える精密機械器具や電子部品・デバイスの事業所も多く存在している。付加価値額では全体の 25%を製造業が占める。

しかし、平成 21 年と平成 26 年の経済センサス基礎調査における区の製造業関連指数の推移をみると、事業所数、従業員数ともに減少傾向にあり、事業所数では 2,199 事業所から 1,785 事業所まで 414 事業所が減少（減少率 18.8%）している。一方、ソフトウェア産業が集積しつつあり、平成 21 年の経済センサス基礎調査では 5 年前に比べて事業所数が 1.5 倍に増加している。

また、卸売業・小売業の事業所数は減少傾向にあるが、従業員数は増加しており平成 26 年の経済センサス基礎調査では 5 年前に比べて 7,077 人増加（増加率 8.8%）している。

経済センサスの調査によると、品川区の事業所数は減少傾向となっているが従業員数は増加している。このまま事業所数が減少していくと区内の産業基盤が崩れていく恐れがあるため、区内産業の活性を図る生産性の向上が不可欠となっている。

●産業大分類別事業所・従業員数

	平成 21 年		平成 24 年		平成 26 年	
	事業所	従業員	事業所	従業員	事業所	従業員
建設業	1,373	21,517	1,223	21,696	1,192	19,676
製造業	2,199	39,341	1,832	24,497	1,785	36,558
情報通信業	975	68,307	786	59,383	824	74,558
運輸業、郵便業	729	25,327	592	30,900	602	25,918
卸売業、小売業	5,110	80,107	4,679	85,650	4,876	87,184

金融業、保険業	344	7,056	356	6,197	359	9,353
不動産業、物品賃貸業	2,725	13,794	2,443	11,906	2,632	12,061
学術研究、専門・技術サービス業	1,167	14,915	1,070	14,405	1,143	24,368
宿泊業、飲食サービス業	3,272	26,696	2,910	31,089	3,253	27,560
生活関連サービス業	1,481	10,795	1,364	11,541	1,456	17,804
医療、福祉	1,253	15,959	1,182	15,851	1,508	21,081
その他	1,956	46,902	1,666	37,559	1,979	56,579
合計	22,584	370,716	20,103	350,674	21,609	412,700

平成 21 年・平成 26 年経済センサス基礎調査、平成 24 年経済センサス活動調査

(2) 目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体として、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 300 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

品川区の産業は、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

品川区の産業は、駅周辺、臨海エリア、内陸部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

品川区の産業は、製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が品川区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、機械設備の更新、生産管理システム導入等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。